記

嘆願條件

(一) 玉井仁助ヲ製釘部ニ歸任セシムル事（要求書ニハ犧牲者ヲ出サザルコト）

(二) 勤務時間變更ノ件（十時間制ニスルコト）從來十一時間

(三) 請負制ヲ日給制ニ變更ノ事

(四) 日給値上（請負制ヲ日給制トシタル後二割値上）

(五) 殘業手當增額ノ件一時間ニ付一分五厘（從來ハ五厘）

(六) 解雇手當制定ノ件

勤續一ケ年未滿日給三十日分

勤續一ケ年以上二ケ年未滿一ケ月ヲ增ス每ニ二日分

二年以上ハ一ケ月ヲ增ス每ニ三日分

(七) 歸國旅費制定ノ件

財團法人協調會大阪支所